

福岡医発第908号(地)

平成18年 7月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武

施設基準の届出に関する留意事項について

診療報酬点数表において施設基準を満たさなければ算定できない点数については、その点数を算定する医療機関は、ご承知のように必ず福岡社会保険事務局(診療所老人医療管理料については福岡県知事)への届出が必要となります。

しかしながら、本年4月の診療報酬改定にあたり新設された点数について、届出なく算定されている医療機関が少数ながら見受けられます。

つきましては、以下の場合については必ず届出が必要となりますので、該当する会員医療機関がございましたら、即座に届出を提出いただきますよう周知徹底をお願い申し上げます。

なお、施設基準の届出については、病院は毎月15日、診療所は毎月20日までに届出を行い、受理されれば翌月1日から算定が可能です。

記

- ① 4月の診療報酬改定において新設された点数
- ② 既存の点数で4月の診療報酬改定において施設基準の要件に変更があったもののうち、再届出が必要な点数。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

